資料目次

0	第1回 歯科保健検討委員会 論点整理メモ	• • •	1
0	歯科口腔保健の推進に関する法律の概要		2
0	歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の進め方(案)		3
0	1. 6歳児 一人平均むし歯数等の年次推移	• • •	4
0	3歳児 一人平均むし歯数等の年次推移		5
0	20歯以上の歯を有する者の割合の推移	• • •	6
0	歯周疾患検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移		7
0	歯周疾患検診の実施状況		8
0	「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本		
	的な方針」改正案~第二次健康日本21~ 骨子(案)	• • •	9~15
0	健康づくりに関する県計画の目標項目と進捗状況		
	(歯科関係抜粋)	• • •	1 6
0	「健康日本21」最終評価(平成23年10月		
	健康日本21評価作業チーム)(歯科関係抜粋)		1 7
0	県内各市町村の歯周疾患検診の実施状況		1 8
0	県内各市町村の介護予防事業の実施状況		1 9
0	(仮称)奈良県歯科保健計画策定スケジュール案		2 0
0	(仮称)奈良県歯科保健計画検討体制図(案)		2 1
0	奈良県関係分 8020運動推進特別事業 関係資料		2 2~2 5
0	歯科保健医療対策事業実施要綱		26~29
0	歯科口腔保健の推進に関する法律		30~33
0	「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」骨子(案)		34~38

第1回 歯科保健検討委員会 論点整理メモ

(1) 乳幼児期・学齢期について

- 歯科保健については、大人になってからではなく、こどものうちから理解させておく ことが重要ではないか。
- むし歯が多い地域を把握して、対策を講ずるべきではないか。
- こどもに知識を伝え、歯みがき指導や食生活指導を行う体制を構築するべきではない か。
- 地域や施設で行っているむし歯予防対策の効果を評価できる体制づくりが、今後必要ではないか。

(2)成人期について

- 歯周疾患検診の受診率を上げる対策を講ずるべきではないか。
- 歯科検診受診の推進については、住民意識を上げる対策を講ずるべきではないか。
- 歯科検診受診の推進については、特に男性をターゲットにした対策を講ずるべきでは ないか。
- むし歯と歯周病の他に口腔粘膜疾患の普及啓発も併せて行うべきではないか。
- 職場の歯科検診については、法律の位置づけに乏しければ、費用もかかることもあり、 取り組みに一定の限界があるのではないか。

(3) 高齢期について

- 要介護状態になる前の健康なうちから、健康教育等の対策を講ずるべきではないか。
- .〇 高齢者に付き添う家族に対して、歯科口腔保健の啓発を行うべきではないか。
- 髙齢者診療に関わる医師に対して、口腔ケアの普及を行うべきではないか。
- 地域包括支援センターに対して、歯科口腔保健の重要性をもっと伝えるべきではない か。
- 特養入所者に対して、噛んだり飲み込んだりすることの支援が必要ではないか。
- 歯科衛生士が多職種連携の中で動けるような体制を構築するべきではないか。
- 8020達成者は医療費が少ないことの広報を進めるべきではないか。

(4) その他・全体について

○ 県で歯科口腔保健を推進するために、条例・計画といったものが必要ではないか。

歯科口腔保健の推進に関する法律の概要

- 〇口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- 〇国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効



国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」)の推進に関する施策を総合的に推進



- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進



①国及び地方公共団体、②歯科医師、歯科衛生士等、③国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④国民について、責務を規定

世界的科回腔保健の推進に関する施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等



実辦機制

集家的事項の策定等

国:施策の総合的な実施のための方針、目標、計画その

他の基本的事項を策定・公表

都道府県:基本的事項の策定の努力義務

回腔保健支援影響。

都道府県、保健所設置市及び特別区が設置〔任意設置〕

※センターは、歯科医療等業務に従事する者等に対する情

報の提供、研修の実施等の支援を実施

※国及び地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努める。

厚生労働省: 関係部局との横断的な連携が必要なため「歯科口腔保健推進室」を設置

歯科回腔保健の指進に関する専門委員会の進め方(字)

CONTROL OF THE PROPERTY OF THE		第296665 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		Dig 50 Dig 7 D	3. 1 (4) 1 (4) (4) (4) (4) (4) (4)
POWER AND CONTROL TO A PROPERTY OF THE PROPERT	增進栄養部会	最後のことがによる。 いっとうかい シャイン	住進に関する専門委員会
学院 自然学院に終めたける アイスガン いじょうしん ブレンス			
我们们的一个"这样可以是我们的"。			

第30回地域保健健康栄養増進部会(開催済み)

10月14日(金)10:00~12:00 〇第1回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会 12月8日(木)13:30~15:30、進め方、論点整理

第31回地域保健健康栄養増進部会 12月21日(水)10:00~12:00

- ・第1回ワーキンググループ 12月27日(火)15:30~17:30、基本的方向性
- ・第2回ワーキンググループ 1月16日(月)10:00~12:00。 骨子

第32回地域保健健康栄養增進部会 1月23日(月)14:00~16:00

第3回ワーキンググループ1月30日(月)13:00~15:00、プラン

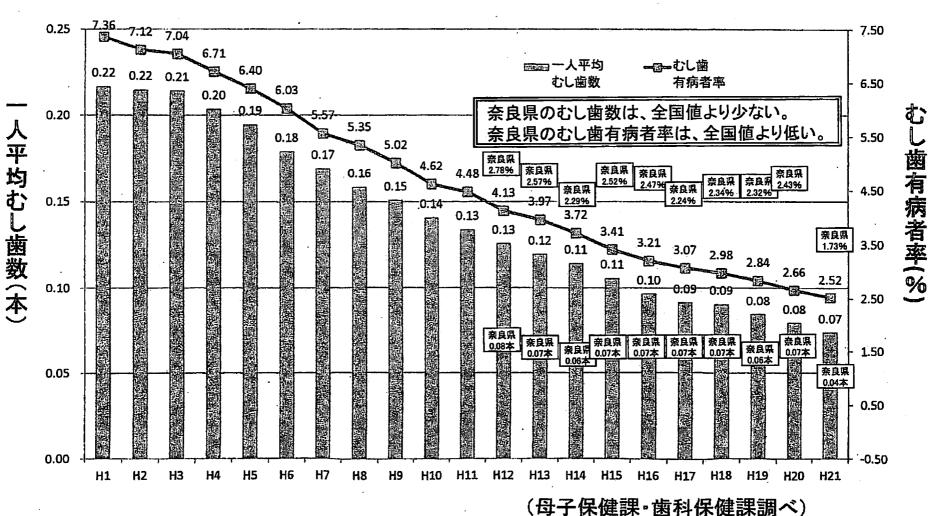
第33回地域保健健康栄養增進部会 2月28日(火)15:00~17:00

> 〇第2回歯科回腔保健の推進に関する専門委員会 3月19日(月)17:00~19:00、プラン最終

第34回地域保健健康栄養増進部会4月下旬~5月下旬頃

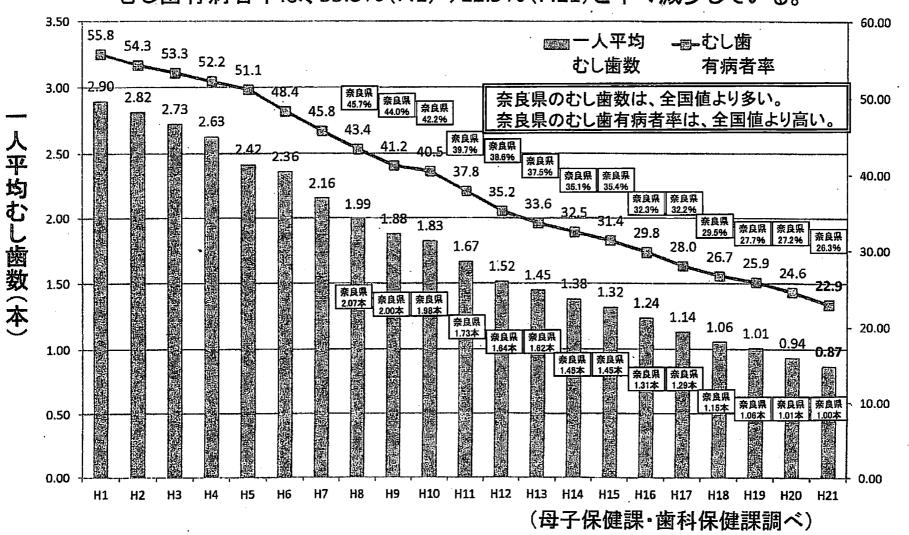
1.6歳児 一人平均むし歯数等の年次推移

むし歯数は、0.22本(H1)→0.07本(H21)と年々減少している。 むし歯有病者率は、7.36%(H1)→2.52%(H21)と年々減少している。



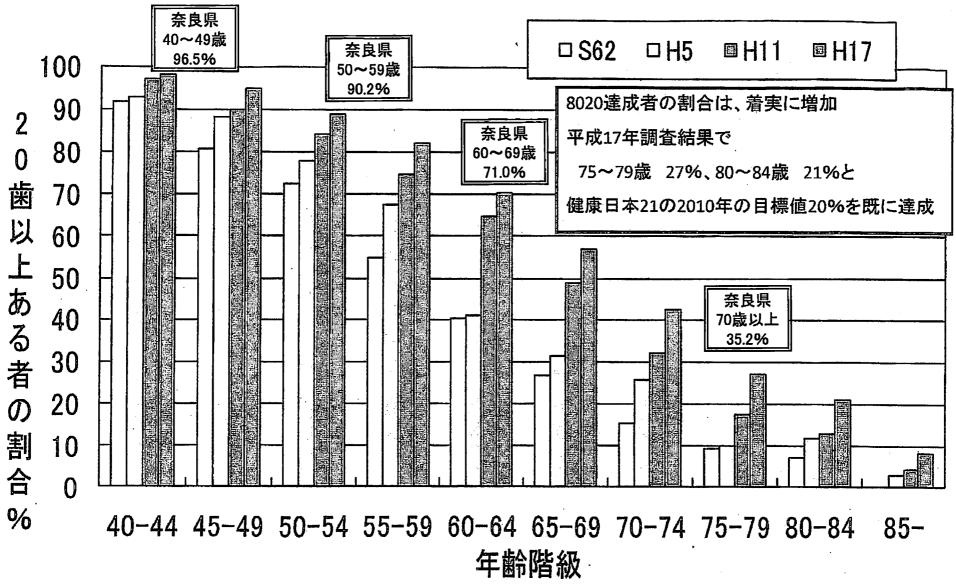
3歳児 一人平均むし歯数等の年次推移

むし歯数は、2.90本(H1)→0.87本(H21)と年々減少している。 むし歯有病者率は、55.8%(H1)→22.9%(H21)と年々減少している。



函有病者率(%

20歯以上の歯を有する者の割合の推移



(歯科疾患実態調査)

(平成19年 県民健康·栄養調査(奈良県))

歯周疾患検診の実施市区町村数及び 検診実施率の年次推移

奈良県の検診実施率は全国と同程度

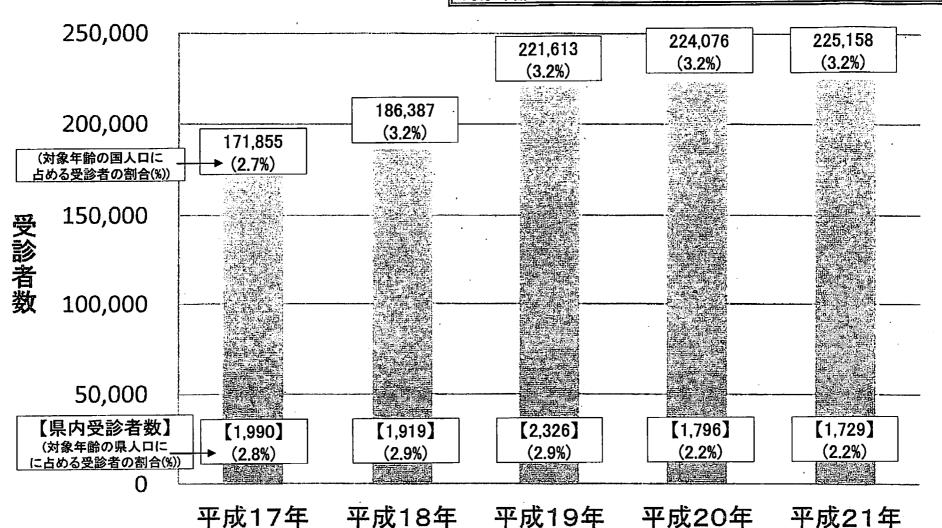
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
実施市区町村数	964	,	950 [19]	954 [23]	941
検診実施率(%)	52.3% [48.7%]	52.5% [53.8%]	52.3% [48.7%]	53.0% [59.0%]	53.9% [53.8%]
全国市区町村数	1,844 [39]	1,827 [39]	1,816 [39]	1,800 [39]	1,746 [39]

注)検診実施率=(実施市区町村数/全国市区町村数)×100

出典:地域保健・健康増進事業報告

歯周疾患検診の実施状況

対象年齢の人口に占める受診者の割合は、国・奈良県とも低い。



※ 使用した人口データ

平成17年 国勢調査

平成18~21年 国:人口推計、県:年齢階級市町村別人口

(住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口による)

出典:地域保健,健康增進事業報告

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」改正案 ~第二次健康日本21~ 骨子(案)

この方針は、我が国における高齢化の進展や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することができるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的事項を示すもの。

第一 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向

- 1. 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
 - ・生活習慣病の予防及び社会生活を営むために必要な機能の維持・向上等により、健康寿命の延伸を実現する。
 - ・あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差(個人の生活習慣や社会環境の違いにより生じる健康の集団特異的な違いをいう。)の縮小を実現する。
- 2. 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)
 - ・食生活の改善や運動習慣の定着等の一次予防に重点を置いた対策を推進するととも に、合併症の発症や症状進展などの重症化を予防することも重視する。
- 3. 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上
 - ・日常生活の自立を目指し、若年期から高齢者まで、すべてのライフステージにおいて、心身機能の強化・維持に取り組む。
 - ・将来、生活習慣病に罹患することがないよう、子どもの頃からの健康な生活習慣づくりに取り組む。
 - ・働く世代のストレス対策等により、ライフステージに応じた心の健康づくりに取り 組む。
- 4. 健康を支え、守るための社会環境の整備
 - ・個人が主体的に健康づくりに取り組みやすい支援的環境を整備する。
 - ・地域や世代間の相互扶助が機能することにより、時間的にゆとりのない者や、健康 づくりに関心のない者なども含めて、社会全体として、相互に支え合いながら、健 康を守る環境を整備することを重視する。

- 5. 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進
 - ・地域や職場等における対象者の特性やニーズ・対象セグメント別の健康課題等を十分に把握し、環境が健康に及ぼす要因を踏まえて、ライフステージや性差に応じた健康づくりに取り組む。
 - 国民の主体的な健康増進の取組を支援するための情報を分かりやすく国民に伝えることができるよう、保健事業における健康相談、健康教育など多様な経路により、 きめ細かな情報提供を推進する。
 - 学校保健対策、産業保健の保健指導、健康関連産業の育成等、他の関係行政機関、健康増進事業実施者、医療機関、教育機関その他の関係者が相互に十分連携をとって国民の健康増進を図る。

第二。国民の健康の増進の目標に関する事項

- 1. 目標の設定と評価
 - 国民運動を効果的に推進するためには、健康づくりに関わる多くの関係者が共通の 認識として持つ科学的根拠に基づいた、実態把握が可能な具体的目標を設定する必 要がある。
 - 国民運動の対象期間を10年間に設定した上で必要な目標を設定する。
 - 国民運動の成果については、運動開始後5年度目を目処に中間評価を行うとともに、 対象期間の最終年度に再度評価を行うことにより、その後の健康づくり運動に反映 できるようにする。
- 2. 健康増進を推進するための目標
 - (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に関する目標
 - 健康寿命の延伸
 - 健康格差の縮小
 - (2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防に関する目標
 - ①がん
 - がんの年齢調整死亡率の減少、がん検診の受診率の向上
 - ②循環器疾患
 - ・脳血管疾患、虚血性心疾患の年齢調整死亡率の減少、高血圧の改善(平均血圧 値の低下)、脂質異常症の減少、メタボ予備群・メタボ該当者の減少、特定健診・ 特定保健指導の実施率の向上
 - ③糖尿病
 - ・合併症(糖尿病性腎症による透析患者数)の減少、治療中断者・未治療者の減

- 少、糖尿病有病者の減少、メタボ予備群・メタボ該当者の減少(再掲)、特定健 診・特定保健指導の実施率の向上(再掲)、
- ④慢性閉塞性肺疾患 (COPD)
 - ・COPDの知識の普及と早期発見の促進
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持・向上に関する目標
 - (1)こころの健康
 - ・自殺者数の減少、強いうつや不安を感じている人の割合の減少、ストレスを感じた人の割合の減少、メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合の 増加、子どもの心の支援環境の充実

②次世代の健康

・健康な生活習慣(栄養・食生活、運動、睡眠)を有する子どもの割合の増加、 全出生数中の極低出生体重児・低出生体重児の割合の減少

③高齢者の健康

- ・要介護状態の高齢者の割合の減少、認知機能低下ハイリスク高齢者の発見率の 向上、骨粗鬆症者の割合の減少、ロコモティブシンドローム(運動器症候群) を認知している国民の割合の増加、就業又は何らかの地域活動をしている高齢 者の割合の増加
- (4)健康を支え、守るための社会環境の整備に関する目標
 - ・地域のつながりの強化(居住地域でお互いに助け合っていると思う国民の割合の増加)、健康づくりを目的とした住民組織活動の増加、地域の絆に依拠した健康づくりの場の増加、身近で気軽に専門的な支援・相談が受けられる拠点づくりの促進、健康格差対策に取り組む自治体の増加
- (5) 国民の健康の増進を推進するための生活習慣の改善及び社会環境の改善(NCD) リスクの低減等)に関する目標
 - ①栄養・食生活
 - ・適正体重を維持している人の増加(肥満、やせの減少)、適切な量と質の食事をとる人の増加(主食・主菜・副菜を組み合わせて食べている人の増加、塩分摂取量の減少、野菜と果物の摂取量の増加)、共食の増加(子ども、高齢者等)、栄養成分表示を行う食品数の増加、適切な栄養管理を実施する給食施設数の増加

②身体活動・運動

・日常生活における歩数の増加、運動習慣者の割合の増加、安全に歩行可能な高 齢者の増加、歩道や公園など運動しやすい環境づくりに取り組む自治体の増加

③休養

十分な睡眠の確保、週労働時間60時間以上の雇用者の割合の減少

4)喫煙

・成人の喫煙率の低下、未成年者の喫煙をなくす、妊娠中の喫煙をなくす、受動 喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・医療機関)の割合の低下

⑤飲酒

・ハイリスク飲酒者の割合の低減、未成年者の飲酒をなくす、妊娠中の飲酒をなくす、飲酒による他者への悪影響の低減

⑥歯の健康

・幼児・学齢期のう蝕のある者の減少・地域格差の縮小、歯周病を有する者の割 合の減少、歯の喪失防止、口腔機能低下の軽減、歯科検診の受診者の増加

第三 都道府県及び市町村の健康増進計画の策定に関する基本的な事項

- 1. 健康増進計画の目標の設定と評価
 - ・都道府県・市町村の健康増進計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、人口 動態、医療・介護に関する統計、特定健診データ等を活用し、独自に到達すべき目 標を設定し、定期的に評価及び改定を実施すべき。
 - ・都道府県においては、全国的な健康増進の目標のうち、代表的なものについて、地域の実情を踏まえた住民に分かりやすい目標を提示すべき。
 - 市町村においては、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な各種の施 策、事業等に関する目標に重点を置いて設定すべき。

2. 計画策定の留意事項

- ・都道府県は、健康増進計画の策定及び関係者の連携強化について中心的な役割を果たすことができるよう、地域・職域連携推進協議会を設置・活用し、健康増進計画に反映させる。
- ・都道府県は、市町村の計画策定支援を行うとともに、必要に応じ、市町村ごとの分析を行い、地域間の健康格差の是正に向けた目標を設定するよう努める。
- ・保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点として、地域の実情に応じ、 市町村における計画策定の支援を行う。
- ・健康増進計画と関連する都道府県・市町村において策定する他計画との調和に配慮する。
- ・市町村は、健康増進のための目標を達成するまでの過程及び目標の評価において、 住民が主体的に参加し、その意見を積極的に反映できるよう留意する。

第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項

1. 調査の実施及び活用

- ・国は、健康の増進を推進するための目標等を評価するため、効率的に国民健康・栄養 調査等の企画を行い、実施する。この際、生活習慣病の改善のほか、社会環境の改善 に関する調査研究についても推進していく。
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等は、国民健康・栄養調査、国民生活基礎調査、健康診査、保健指導、診療報酬明細書その他の各種統計等の情報等を基に、個人情報の保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、健康増進に関する施策の評価及び推進の際に十分活用するほか、当該情報等の積極的な公表に努める。
- 国、自治体が収集する検診結果等の健康情報を個人が活用するとともに、ICTを活用して全国規模で健康情報を収集・分析し、効果的な生活習慣病対策を実施することができる仕組みを構築する。

2. 研究の推進

・国、地方公共団体、独立行政法人等は、国民の社会環境や生活習慣と生活習慣病との 関連等に関する研究を推進し、研究結果に関して的確かつ十分な情報の提供を行う。

第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項

・各保健事業者が質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供し、転居、転職、退職等にも適切に対応し得るよう、保健事業の実施に当たって、既存の組織の有効活用のほか、地域・職域連携推進協議会等が中心となり、保健事業者相互の連携の促進を図る。

第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい 知識の普及に関する事項

1. 基本的な考え方

- 情報提供はマスメディア、ボランティア、産業界、学校教育等多様な経路を活用し、かつ、その内容は科学的知見に基づき分かりやすく、取組に結び付きやすい魅力的、効果的かつ効率的ものとなるよう工夫する。
- ・生活習慣に関する正しい知識の普及に当たっては、家庭、職場、地域等の社会環境が生活習慣に及ぼす影響の重要性についても認識を高めることができるよう工夫する。
- ・情報提供に当たっては、特定の内容が強調され、誤った情報として伝わることがない よう留意する。

2. 普及月間

- 9月を健康増進普及月間とし、広報を推進する。併せて、食生活改善普及運動も9

月に実施する。

第七~その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

- 1. 国民の健康増進の推進体制整備
 - ・医療保険者、医療機関、保健所、市町村保健センター、教育関係機関、マスメディア、企業、ボランティア団体等は、それぞれが健康増進を推進する役割を果たす必要があることを認識するとともに、これらの機関等から構成される中核的な推進組織が設置され、効果的な運用が図られることが望ましい。
 - ・国は、地方公共団体が計画を策定できるよう、各種統計資料等のデータベースの作成 や分析手法の掲示等の技術的援助を行い、都道府県も市町村に対して同様の技術的援助を行うことが必要。
- 2. 民間事業者等との連携
 - ・国及び地方公共団体は、健康増進施設、医療機関等との連携に加え、NGO、NPO 等との一層の連携を図り、健康増進の取組を推進する。
- 3. 健康増進を担う人材
 - ・地方公共団体においては、医師、歯科医師、薬剤師、助産師、看護師、准看護師、保 健師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士その他の職員が、生活習慣全般についての保 健指導及び住民からの相談を担当する。
 - 国及び地方公共団体は、保健師、管理栄養士等の確保及び資質の向上、食生活改善推進員等のボランティア組織や健康づくりのための自助グループの支援等に努める必要がある。
 - ・上記人材について国は研修の充実を図るとともに、都道府県においても最新の科学的 知見に基づく研修の充実を図る。
 - ・地域保健担当者、学校保健担当者等は、国民の健康増進のために相互に連携に努める。

基本的な方向	L		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	目 傑								
①健康寿命の延伸と健康 格差の縮小の実現		全体目標		口健康寿命の延伸 口健康格差の縮小								
		***		栄養·食生活	身体活動・運動	生活習慣の改善	・社会環境の改善 ・社会環境の改善	飲酒	歯の健康			
		がん	口がんの年齢関整死亡率の減少 口がん検診の受診率の向上	77,2 2,210	o man an			·	S20 here			
	CDB		口殿血管疾患・虚血性心疾道の年齢調整死亡率の減少 口高血圧の改善(平均血圧色の低下) 口脳質異常症の減少 ロメケボ予備群・メケボ酸当者の減少 口特定健診・特定保健投運の実施率の向上	·			口妊娠中の契煙をなく					
	予防	糖尿病	口合併症(镰尿病性腎症による透析患者数)の減少 口治保中断者・未治療者の減少 口糖尿病有病者の減少	口辺正体重を維持して								
		慢性閉塞性肺 疾患(COPD)	□COPDの知識の替及と早期発見の促進	いる人の増加(配演、 やせの減少) 口適切な量と質の食 事をとる人の増加	口日常生活における 労数の増加				 口幼児・学齢期のう敵			
÷9	社会生活に	こころの健康	□自取者数の減少 □強いうつや不安を感じている人の割合の減少 □ストレスを感じた人の割合の減少 □メンタルヘルスに関する指置を受けられる職場の割 合の増加 □子どもの心の支援環境の充実	・主食・主菜・副菜を 組み合わせて食べて いる人の増加 ・塩分接取量の減少 ・野菜と果物の接取 量の増加	ロ運動習慣者の割合 の増加 ロ安全に歩行可能な 高齢者の増加	ロ十分な睡眠の強保 ロ週労働時間60時間 以上の履用者の割合 の減少		ロハイリスク飲酒者の 割合の保設 口未成年者の飲酒を なくす				
③社会生活を営むために 必要な機能の維持・向上	心必要な機能の	次世代の健康		口共食の増加(子ども、高齢者等の増加) 口栄養成分表示を行う 食品数の増加 口適切な栄養管理を	口歩道や公園など運 動しやすい環境づくり に取り組む自治体の 増加		口受助喫煙(家庭・職場・飲食店・行政機関・ 場・飲食店・行政機関・ 医療機関)の割合の低下	म	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			
	椎持・	高齢者の健康	□要介護状態の高齢者の割合の減少 □認知機能能下ハイリスク高齢者の発見率の向上 □骨粗鬆症者の割合の減少 □ロコモティブシンドローム (運動器症袋群)を認知し ている国民の割合の増加 □放棄または何らかの地域活動をしている高齢者の 割合の増加	ロ地がな来る音楽を 実施する給食施設数 の増加								
④健康を支え、守るための 社会環境の整備	会の絆の向上窓	民の割合の増加) 口健康づくりを目的 口地域の辞に依頼 口身近で気軽に専	の強化(居住地域でお互いに助けあっていると思う関 的とした住民組織活動の増加 乱した健康づくりの場の増加 I門的な支援・相談が受けられる拠点づくりの促進 I取り組む自治体数の増加	·								

健康づくりに関する県計画の目標項目と進捗状況(歯科関係抜粋)

ライフ ステージ	目標項目	健康なら21計画 (平成13年7月)	健康なら21計画 中間評価報告書 (平成18年3月)	奈良県健康増進計画 (平成22年3月)	西近値	最終 目標値 (H24)	評価	直近値の出典
至 P 割	普段から歯の健康に注意している人の	49.8%(H8)	男性:51.5%(H16)			80%以上	(B)	
	割合の増加		女性:60.9%(H16)			·		
	3歳児におけるう歯有病者率の低下	39.7%(H11)	32.3%(H16)	27.7%(H19)	25.0%(H22)	20%以下	В	県保健予防蹂躙べ
母子	乳幼児に対するフッ素塗布事業実施 市町村数の増加	4市町村(H12)	20市町村(H16)	21市町村(H19)	25市町村(H22)	全市町村	В	市町村歯科保健事業実施状況調査
学校	12歳児における1人平均う歯数の減少	2.9本(全国(H11))	2.06本(H16)	1.57本(H19)	1.10本(H23)	1本以下	В	奈良県歯科医師会園べ
	歯間部済掃用器具を使用する人の	31.9%(H12)	男性:31.3%(H16)		男性:33.0%(H21)	50%以上	В	奈良県歯科疾患患者実態調査
	割合の増加	\$1.3M(F12)	女性:47.2%(H16)		女性:50.6%(H21)	30384.1	A	同上
	過去1年以内に歯の健康診断を受けた	44.1%(H12)	男性:41.1%(H16)	4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	男性:31.4%(H22)	80% DL.E	· D	なら健康長寿基礎調査
	ことがある人の増加	44.18(1112)	女性:49.6%(H16)		女性:39.8%(H22)		D	国上
	歯周疾患検診実施市町村数の増加	14市町村(H12)	29市町村(H16)		28市町村(H22)	全市町村	В	市町村歯科保健事業実施状況闘査
成人	進行した歯周炎を有する人の3割減少 40歳(35~44歳)			在1000000000000000000000000000000000000	男性:50.0%(H21)		D	奈良県歯科疾患患者実態調査
				女性:28.5%(H15)	女性:44.3%(H21)	•	D	周上
		er and state of		男女針:35.0%(H15)	男女計:46.1%(H21)	2084545	D	周上
	•			男性:62.6%(H15)	男性:65.6%(H21)	30%減少	С	奈良県歯科疾患患者実態調査
	同上 50歳(45~54歳)			女性:51.9%(H15)	女性:54.9%(H21)	•	С	同上
				男女計:57.3%(H15)	男女計:57.8%(H21)		С	同上
				男性:29.6%(H19)	平成23年県民		(A)	(県民健康・栄養調査)
	80歳で20歯を有する者の数(割合)の増加 (75~84歳)			女性: 24.3%(H19)	健康・栄養調査 で把握予定	20%以上	(A)	同上
商館		经企业的		男女計:26.6%(H19)			(A)	同上
(P) EP				男性:58.5%(H19)	平成23年県民		(E)	(県民健康・栄養調査)
	60歳で24歯を有する者の数(割合)の増加 (55~64歳)	生工工		女性:68.6%(H19)	学成23年景氏 健康・栄養調査 で把握予定	60%以上	(A)	同上
				男女計:64.1%(H19)			(A)	岡 上
関係領域	たばこと健康に関する正しい知識をもつ人の 割合の増加(歯周病)	35.5%(H12)	男性:43.4%(H16) 女性:43.7%(H16)			100%	(B)	

【評価基準】 A:目標値に違した B:目標値に違していないが 改善傾向にある C:変わらない D:悪化している E:評価困難

「健康日本21」最終評価(平成23年10月 健康日本21評価作業チーム) (歯科関係抜粋)

ライフ ステージ	目標項目	策定時の ベースライン値	中間評価	直近安積値	目標値	評価	
母子	う歯のない幼児の増加 [う歯のない幼児の割合(3歳)]	59.5% (H10)	68.7% (H15)	77.1% (H21)	80%以上	В	
母子	フッ化物歯面塗布を受けたことのある幼児の増加 [受けたことのある幼児の割合(3歳)]	39.6% (H5)	37.8% (H16)	64.6% (H21)	50%以上	A	
母子	間食として甘味食品・飲料を類回飲食する習慣のある幼児の減少 【習慣のある幼児の割合(1歳6ヶ月児)】	29.9% (H3 参考值)	22.6% (H16)	19.5% (H21)	15%以下	С	
学校	一人平均う歯数の減少 [1人平均う歯数(12歳)]	2.9歯 (H11)	1.9歯 (H16)	1.3 亩 (H22)	1歯以下	В	
学校	学齢期におけるフッ化物配合歯磨剤の使用の増加 [使用している人の割合]	45.8% (H3 参考値)	56.5% (H16)	86.3% (H21)	90%UL	В	
学校	学齢期における個別的な歯口滑掃指導を受ける人の増加 [過去1年間に受けたことのある人の割合]	12.8% (H5 参考值)	18.5% (H16)	20.0% (H21)	30%以上	В	
-F-1	進行した歯周炎の減少 [有する人の割合] 40歳	32.0% (H9~10 參考值)	23.8% (H18)	18.3% (H21)	22%以下		
成人	進行した歯周炎の減少 [有する人の割合] 50歳	48.9% (H9~10 参考值)	36.8% (H16)	27.6% (H21)	33%以下	^	
成人	歯間部滑掃用器具の使用の増加 [使用する人の割合] 40歳	19.3% (H5)	39.0% (H18)	44.6% (H21)	50%以上	В	
成人	歯間部滑掃用器具の使用の増加 [使用する人の割合] 50億	17.8% (H5)	40.8% (H16)	45.7% (H21)	50%以上		
成人	定期的な歯石除去や歯面滑格を受ける人の増加 [過去1年間に受けた人の割合]	15.9% (H4 参 考值)	43.2% (H16)	43.0% (H21)	30%以上 60歳(55~64歳)	А	
成人	定期的な歯科検診の受診者の増加 [過去1年間に受けた人の割合]	16.4% (H5)	35.7 % (H16)	36.8% (H21)	30%以上 60歲(55~84歲)	Α	
7744	80歳で20歯以上の自分の歯を有する人の増加 [自分の歯を有する人の割合]	11.5% (H5)	23.0% (H16)	26.8% (H21)	20%以上		
高齢	60歳で24歯以上の自分の歯を有する人の増加 [自分の歯を有する人の割合]	44.1% (H5)	54,3 % (H16)	56.2% (H21)	50%以上	^	

関係 領域	喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及 [知っている人の割合]	27.3% (H10)	35.9% (H15)	40.4% (H20)	100%
	禁煙支援プログラムの普及 [禁煙支援プログラムが提供されている市町村の割合]	27.8% (H13)	32.2% (H15)	38.9% (H20)	100%

(B)
(B)

【評価基準】
A:目標値に遠した
B:目標値に遠していないが
改善傾向にある
C:変わらない
D:悪化している
E:評価困難

県内各市町村の歯周疾患検診の実施状況

4 天理市 ○ 保健センター 検査由2日 1200円 16~38歳 156 1	No.	市町村名	集団	個別	実施場所	実施期間	費用	対象者	健康増進 事業分の 実績(人) (H22)※1	対象人口 に占める 割合(%)	左記以外 の実績 (人) (H22)	対象人口 に占める 割合(%)
大和原田市 O 「全人で移山」 年2回 500円 16~50版 2 0.5 156 15	1	奈良市		0	登錄歯科医療機関	7~2月	1,000円	40・50・60・70歳	987	4.8		1.49.12 m
4 天理市 ○ 保健セクー 検査部2日 1200円 16~38歳 156 5 平朝町 ○ プリズムへでリ 年3回 無料 40.50-80-70歳 8 0.5 10 6 三部町 ○ 保健セクー 年3回 200円 40歳以上 ○ 0 10 7 以均可 ○ 受性致保険団 通年 無料 40歳以上 35 2.2 308 8 安培町 ○ 福祉保険セクー 年4回 200円 40歳以上 35 2.2 308 10 根原市 ○ 市内委託資料経験院 6月−1月 1,000円 40-50-80-70歳 326 4.6 11 接井市 ○ 市内委託資料経験 6月−1月 1,000円 40-50-80-70歳 72 2.7 11 担西町 ○ 市内委託資料経験 6月−1月 1,000円 40-50-80-70歳 72 2.7 12 川西町 ○ 市内委託資料経験 6月−2月 編料 40-50-80-70歳 72 2.7 12 川西町 ○ 市内市定益料医院 6月−2月 編料 40-50-80-70歳 72 2.7 13 13 三宅町 5 14 12 11 17.2 51 13 三宅町 5 14 12 11 17.2 51 13 三宅町 6 14 12 11 17.2 51 14 18 成取町 1 11 17.2 51 14 18 成取町 1 11 17.2 51 17 加柱村 ○ 中内市定益料医院 6~12月 1,300円 40-50-60-70歳 13 0.6 11 11 17.2 51 18 高政町 7 11 11 17.2 51 11 17.2 51 11 17.2 51 11 11 17.2 51 12 11 11 17.2 51 11 11 17.2	2	大和郡山市	0			年2回	500円	16~60歳	2	0.1		0.1
5	3	生駒市	0		セラビーいこま	年3回	800円	40・50・60歳	29	0.5		
6 三郷町 ○ 保健センター 年3回 200円 40歳以上 0 0 10 7	4	天理市	0		保健センター		1,200円	16~39歳			156	0.7
3	5	平群町	0		プリズムへぐり	年3回	無料	40・50・60・70歳	6	0.5		
8 安培町 〇 福祉保健センター 年4回 200円 40歳以上 〇 0 0 0 10 11 位原市 ○ 市内登配資料医院 6月~1月 1,000円 40・50・60・70歳 328 4.8 72 2.1 11 位井市 ○ 市内投資医療機関 6月~2月 無料 40・50・60・70歳 21 4.1 13 三宅町 14 田原本町 ○ 市内指定資料医院 6−12月 1,000円 40・50・60・70歳 21 4.1 13 三宅町 10 市内指定資料医院 6−12月 1,300円 40・50・60・70歳 21 4.1 13 三宅町 10 市内指定資料医院 6−12月 1,300円 40・50・60・70歳 13 0.6 2 43 15 字陀市 ○ 市内指定資料医院 6−12月 1,300円 40・50・60・70歳 13 0.6 2 43 15 字陀市 ○ 市内指定資料医院 6−12月 1,300円 40・50・60・70歳 13 0.6 2 43 15 字陀市 ○ 市内指定資料医院 6−12月 1,300円 40・50・60・70歳 13 0.6 2 4 16 2 2 5 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	6	三郷町	0		保健センター	年3回	200円	40歲以上	0	0	10	0.1
9 山 添村 ○ 市内受性歯科医院 6月~1月 1,000円 40-50-60-70歳 326 4.8 11 接井市 ○ 市内受性歯科医院 6月~1月 1,000円 40-50-60-70歳 326 4.8 11 接井市 ○ 市内協力医療機関 6月~2月 無料 40-50-60-70歳 72 2.7 12 川西町 ○ 町食料医院 通年 1,000円 40-50-60-70歳 21 4.1 13 三宅町 14 田原本町 ○ 保健センター 年4回 無料 30歳以上 3 0.6 43 15 宇陀市 ○ 市内指定歯科医院 6-12月 1,300円 40-50-60-70歳 13 0.6 15 宇陀市 ○ 市内指定歯科医院 6-12月 無料 40歳以上 11 11.2 51 17 海杖村 ○ 中内前皮歯科医院 年1回 無料 40歳以上 0 0 10 18 高取町 2 2 2 2 2 2 2 2 2	7	斑鸠町		0	委託医療機関	通年	無料	40歲以上	35	2.2	308	2.1
10 極原市 ○ 市内発性資料医院 6月~1月 1,000円 40-50-60-70歳 326 4.8 11 桜井市 ○ 市内整性資料医院 6月~2月 無料 40-50-60-70歳 72 2.7 12 川西町 ○ 町資料医院金 通年 1,000円 40-50-60-70歳 72 2.7 13 三宅町 3 三宅町 3 三宅町 3 三宅町 3 ○ 日本 4	œ	安堵町	0		福祉保健センター	年4回	200円	40歲以上	0	0	0	0
11 桜井市 〇 市内協力医療機関 6月~2月 無料 40·50·60·70歳 72 2.7 12 川西町 〇 町筒科医師会 名医院 通年 1,000円 40·50·60·70歳 21 4.7 13 三宅町 14 田原本町 〇 保健センター 年4回 無料 30歳以上 3 0.2 43 15 宇陀市 〇 市内指定歯科医院 6~12月 1,300円 40·50·60·70歳 13 0.6 13 0.6 13 0.6 14 16 15 宇陀市 〇 市内指定歯科医院 6~12月 1,300円 40·50·60·70歳 13 0.6 14 16 17.2 51 17 加杖村 〇 管理村診療所 8~12月 無料 41歳以上 1 17.2 51 18 18 19 19 明日番村 19 明日番村 19 明日番村 10 年1回 無料 40歳以上 0 0 10 18 高取町 10 18 高取町 10 14 14 14 14 14 14 14	9	山添村	飅									
12 川西町 ○ 町歯科医師会 名医院 通年 1,000円 40・50・60・70歳 21 4.1 13 三宅町 3 2 43 15 三宅町 ○ 保健センター 年4回 無料 30歳以上 3 0.2 43 15 三咜市 ○ 市内指定歯科医院 6~12月 1,300円 40・50・60・70歳 13 0.6 3 17 17 00枚付 ○ 世別村か成所 8~12月 無料 40歳以上 11 11.2 51 17 00枚付 ○ 世別村か成所 8~12月 無料 40歳以上 ○ 0 10 10 10 10 10 10	10	橿原市		0	市内受託歯科医院	6月~1月	1,000円	40・50・60・70歳	326	4.8		
12 川西町 O 各医院 週年 1,000円 40-50-60-70歳 21 4.7 14 田原本町 O 市内和定連科医院 6~12月 1,300円 40-50-60-70歳 13 0.6 15 宇陀市 O 市内和定連科医院 6~12月 1,300円 40-50-60-70歳 13 0.6 16 曾剛村 O 市内和定連科医院 8~12月 無料 40歳以上 11 11.2 51 17 御杖村 O 村内医療機関 年1回 無料 20歳以上 O O 10 18 高取町	11	桜井市		0	市内協力医療機関	6月~2月	無料	40・50・60・70歳	7.2	2.1	4.5	医血影
14 田原本町 O 保健センター 年4回 無料 30歳以上 3 0.2 43 15 宇陀市 O 市内指定歯科医院 6~12月 1.300円 40·50·60·70歳 13 0.6 16 曾爾村 O 曽預村診療所 8~12月 無料 40歳以上 11 11.2 51 17 御杖村 O 村内医療機関 年1回 無料 20歳以上 O O 10 18 高取町	12	川西町		0		通年	1,000円	40・50・60・70歳	21			
15 宇陀市 ○ 市内相定歯科医院 6~12月 1.30円 40-50-60-70歳 13 0.6 25 25 25 25 25 25 25 2	13	三宅町								3.0		
16 音雨村 ○ 老人福祉センター 7月のうち 4日間 無料 40歳以上 11 11.2 51 17 加杖村 ○ 音雨計診療所 8~12月 無料 41歳以上 ○ Ø 10 10 10 11 11 11.2 51 11 11.2 11 11.2	14	田原本町	0		保健センター	年4回	無料	30歲以上	3	0.2		0.2
16 曽爾村 ○ 老人福祉でンター 4日間 無料 40歳以上 11 11.2 51 17 御杖村 ○ 村内医療機関 年1回 無料 40歳以上 ○ ○ 0 18 高取町 □ □ □ □ □ □ □ □ □	15	宇陀市		0	市内指定歯科医院	6~12月	1,300円	40・50・60・70歳	13	· 0.6		
17 御杖村 ○ 村内医療機関 年1回 無料 20歳以上 ○ ○ ○ 10 18 高取町 □ □ □ □ □ □ □ □ □	16	曾爾村	0		老人福祉センター				11	11.2	51	4.0
18 高取町				0	曾爾村診療所	8~12月	無料					
19 明日香村 19 19 19 19 19 19 19 1	17			Ser-544	村内医療機関	年1回	無料	20歳以上	0	0	10	0.6
20 大和高田市 ○ 保健センター 年2回 無料 40歳以上 89 2.2 58 21 御所市 ○ 御所市いきいき	18					La Carta				2.64		ALC: OR
21 御所市 O 御所市にきいき ライフセンター 年3回 無料 20歳以上 O O 153 22 香芝市 O 番芝市保健センター 年3回 無料 20歳以上 O O 153 23 苺城市	19		2									
21 伊所市 O ライフセンター 年3回 無料 20歳以上 O O 153 23 苺城市 □ □ □ □ □ □ □ □ □	20	大和高田市	0		保健センター	年2回	無料	40歳以上	89	2.2	58	0.2
23 苺城市 24 上牧町 25 上牧町 26 上牧町 27 円御科医院 26 広陵町 27 円の歯科医療機関 20~50歳 3 28 五條市 29 野迫川村 20~50歳 3 28 五條市 29 野迫川村 20~50歳 3 27 27 27 27 27 27 27	21	御所市	0			年3回	無料	20歳以上	14	0.8		0.3
24 上牧町 〇 上牧町・王寺町 内歯科医院 原始経験 通年 無料 40~50歳、4 0.3 5 25 王寺町 〇 受託歯科医療機関 6~1月 無料 30歳以上 16 1.3 94 26 広陵町 〇 広陵町 〇 市の場別医療機関 通年 無料 40~74歳 7 0.4 0 27 河合町 〇 町内歯科医療機関 通年 無料 20~50歳 3 28 五條市 第日川村 第日川上村 12 1.0 第日川上村 15 36 下北山村 日本村 10 保健センター 年6回 無料 40*50*60*70歳 3 5.5 第日 36 下北山村 日本村 10 第月 20歳以上 9 13.6 111 37 上北山村 日本村 10 10 10 0 0 0 38 川上村 日本村 10 10 10 0	22	香芝市	,				無料	20歲以上		0	153	0.3
24 上牧町 O 内歯科医院 選年 無料 60-70歳 4 0.3 5 25 王寺町 O 委託歯科医療機関 6~1月 無料 30歳以上 16 1.3 94 26 広陵町 O 広陵町 O 町内歯科医療機関 通年 無料 40~74歳 7 0.4 O 27 河合町 O 町内歯科医療機関 通年 無料 20~50歳 3 28 五條市	23	苺城市										THE PARTY
10月 無料 40~74歳 7 0.4 0	24	上牧町		0		通年	無料					0.2
27 河合町 〇 町内歯科医療機関 通年 無料 20~50歳 3 3 3 3 3 3 3 3 3	25	王寺町		0	委託歯科医療機関	6~1月	無料	30歲以上	16	1.3	94	0.6
28 五條市 1	26	広陵町	0			10月	無料	40~74歳	7	0.4	0	o
29 野迫川村 1 1 1 1 1 1 1 1 1	27	河合町		0	町内歯科医療機関	通年	無料				3	0.04
29 野迫川村 1 1 1 1 1 1 1 1 1	28	五條市							3.70	的指皮的		新乳量
31 吉野町 1 1 1 1 1 1 1 1 1	29	野迫川村				1,12,16.9						
32 大淀町 〇 町内歯科医院 6~2月 500円 40·50·60·70歳 12 1.0	30	十津川村			Comment of the Committee of the Committe							5.24
33 下市町 ○ 保健センター 年2回 無料 40歳以上 ○ ○ 15 34 黒滝村 ○ 黒滝村歯科診療所 7~12月 無料 40·50·60·70歳 3 5.5 35 天川村 36 下北山村 ○ 保健センター 年6回 無料 20歳以上 9 13.6 111 37 上北山村	31	吉野町					4.020	1,000				
34 黒竜村 O 黒竜村歯科診療所 7~12月 無料 40·50·60·70歳 3 5.5 2 2 2 2 2 2 2 2 2	32	大淀町		0	町内歯科医院	6~2月	500円	40・50・60・70歳	12	1.0		
35 天川村 1	33	下市町	0		保健センター	年2回	無料	40歳以上	0	1	15	0.3
36 下北山村 〇 保健センター 年6回 無料 20歳以上 9 13.6 111 11 11 12 12 13 14 14 14 14 14 14 14	34	黒滝村		0	黒滝村歯科診療所	7~12月	無料	40・50・60・70歳		5.5		
36 下北山村 〇 保健センター 年6回 無料 20歳以上 9 13.6 111 11 11 12 12 13 14 14 14 14 14 14 14	35	天川村							525411			
38 川上村 O 川上歯科診療所 年1回 無料 30歳以上 O O O 39 東吉野村	36		0			年6回	無料	20歳以上	9	13.6		11.6
38 川上村 O 川上歯科診療所 年1回 無料 30歳以上 O O O 39 東吉野村 E E E E E E E E E	37	上北山村	验	Ě							验验	國家建
The state of the second st	38	川上村	0			年1回	無料		0	0	0	0
16 12 1 659 <i>2.5</i> 1 116	39	東吉野村		8	Parameter S		P. D. J.	42.5 字流	建	PACE OF	EFEN.	
			16	12					1,659	2.5	1,116	0.4

※1 健康増進事業の対象者は、40・50・60・70歳の者

(健康づくり推進課 調べ)

人口データは、「年齢階級市町村別人口(住民基本台帳及び外国人登録に基づく人口による)(H22.10.1現在)」を使用

県内各市町村の介護予防事業(地域支援事業)の実施状況(平成22年度)

市町村名	H22新規 決定した 二次予防 事業の 対象者数 (A)	うち 口腔機能 の向上 (B)	該当率 (%) (B)/(A)	ロ腔機能向上の向上 プログラムに関係する 二次予防事業の 実施形態	参加 実人数 (H22新規 +継続)
奈良市	1,391	674	48	●(複合)	242
大和郡山市	181	118	65	〇(単独)	29
生駒市	1,891	1,045	55	〇(単独)	59
天理市	126	44	35	●(複合)	52
平群町	55	29	53	●(複合)	4
三郷町	177	53	30		
斑鳩町	107	66	62		
安堵町	30	22	73	〇(単独)	7
山添村	82	40	49		
橿原市	979	618	63	〇(単独)+◎(訪問)	21
桜井市	42	9	21	〇(単独)+●(複合)	15
川西町	41	23	56	〇(単独)	3
三宅町	62	· 35	56	〇(単独)	4
田原本町	168	95	57	●(複合)	13
宇陀市	149	47	32	●(複合)	53
曾爾村	115	34	30		
御杖村	60	25	42		
高取町	71	35	49	●(複合)	16
明日香村	52	32	62	〇(単独)	17
大和高田市	124	62	50	●(複合)+◎(訪問)	25
御所市	45	19	42	●(複合)	10
香芝市	289	169	58	●(複合)+◎(訪問)	13
葛城市	63	0	0		
上牧町	108	25	23	〇(単独)	10
王寺町	123	70	57	●(複合)	49
広陵町	16	5	31	●(複合)	8
河合町	1	0	0		
五條市	44	17	39	◎(訪問)	2
野迫川村	13	13	100	●(複合)	13
十津川村	0				
吉野町	65	21	32	●(複合)	62
大淀町	37	6	16	●(複合)	23
下市町	141	75	53	◎(訪問)	7
黒滝村	13	5	38		
天川村	0		That have the		
下北山村	1	0	0		
上北山村	12	0	0		
川上村	16	12	<i>75</i>	●(複合)	6
東吉野村	28	0	0		
県合計	6,918	3,543	51		763

 [「]単独」は、「口腔機能の向上プログラム」を単独で実施したもの。
 「複合」は、「運動器の機能向上プログラム」・「栄養改善プログラム」・「口腔機能の向上プログラム」のうち、2つ又は全てを組み合わせた複合プログラム

単独 9 複合 16

訪問 5 計 30

(健康づくり推進課 調べ)

(仮称) 奈良県歯科保健計画策定スケジュール案

平成24年2月9日

- ・ 平成24年4月下旬~5月下旬 国から基本的事項の提示
- · 平成24年5月下旬~6月上旬 第1回 歯科保健検討委員会 【内容】① 国の基本的事項と(仮称)奈良県歯科保健計画の基本的な考え方
 - ② (仮称) 奈良県歯科保健計画の骨子について
- 平成24年6月中旬~10月 計画案策定ワーキングの開催 【内容】① (仮称)奈良県歯科保健計画素案について
- ・ 平成24年6月中旬~10月 (仮称)奈良県歯科保健計画素案作成
 - ・ 平成24年11月第2回 歯科保健検討委員会【内容】① 計画素案に関する意見交換
- ・ 平成24年12月 (仮称)奈良県歯科保健計画素案の修正
- ・ 平成25年1月上旬~2月上旬 パブリックコメント募集
- ・ 平成25年2月中旬 意見の集約・計画案の修正
- ・ 平成25年2月下旬 第3回 歯科保健検討委員会 【内容】① パブリックコメント後の計画案に関する審議承認
 - ② 8020運動推進特別事業について
- ・ 平成25年3月 (仮称)奈良県歯科保健計画公表

(仮称) 奈良県歯科保健計画検討体制図 (案)

平成24年2月9日

【素案全体の検討】

歯科保健検討委員会 (○は委員所属団体 ●はオブザーバー)

- 奈良県医師会
- 奈良県栄養士会
- 奈良県学校保健会養護教員部会
- 学識経験者(奈良県立医大口腔外科)
- 奈良県歯科医師会
- 奈良県歯科衛生士会
- 奈良県老人福祉施設協議会
- 奈良労働局労働基準部健康安全課
- 奈良県健康福祉部長

【ワーキングにおける素案の作成】

う蝕、歯周病、高齢者、障害者といった各テーマ に対して、効率的に検討できる体制で実施

ワーキング構成団体

- 市町村 (奈良市·橿原市)
- 〇 保健体育課
- こども家庭課
- 〇 地域医療連携課
- 〇 保険指導課
- 〇 長寿社会課
- 〇 障害福祉課
- 各保健所
- 健康づくり推進課

奈良県関係分 8020運動推進特別事業 関係資料

- 1 平成23年度の実施状況(H24.2.9現在)
 - (1)フッ化物洗口推進事業
 - 【目的】 フッ化物洗口を通じて、う蝕予防のためのフッ化物応用について県民に普及啓発 することを目的とする。

【実施方法】 モデル保育園、幼稚園、小学校におけるフッ化物洗口を実施する。 (社)奈良県歯科医師会に委託して実施する。 3年実施した施設はモデル終了とする。

【担当課】 健康づくり推進課

【国庫補助金申請額】 2.160 千円

【実績】 27 施設で実施中

- 1年目(H23 開始) 9施設
 - ① 山添村立すみれ保育園
 - ③ 山添村立ひまわり保育園
 - ⑤ 華表保育園(葛城市)
 - ⑦ 葛城市立當麻第1保育所
 - ⑨ 葛城市立磐城第2保育所
- 2年目(H22開始) 11 施設
 - ① 野迫川村へき地保育所
 - ③ 十津川村立十津川第一小学校

 - ⑤ 十津川村立西川第一小学校
- ② 十津川村立小原中学校

② 山添村立さくら保育園

④ かなえ保育園 (大和高田市)

⑥ はじかみ保育園(葛城市)

⑧ 葛城市立磐城第1保育所

- ④ 十津川村立平谷小学校
- ⑥ 十津川村立西川第二小学校
- ⑦ 十津川村立西川第二小学校附属出谷幼児教室
- ⑧ 私立ハルナ幼稚園(香芝市)
- ⑨ 私立たかとり保育園(高取町)
- ⑩ 私立明日香保育園(明日香村)
- ① 私立ふたば保育園(大和郡山市)
- 3年月(H21 開始) 7 施設
- ① 上北山村立上北山小学校
- ③ 川上村立川上中学校
- ⑤ 五條市立宇智野保育所
- ⑦ さくら幼稚園(桜井市)
- ② 上北山村立上北山中学校
- ④ 五條市立字智小学校
- ⑥ 五條市立岡保育所

(2) 歯科保健推進講習会

- 【目的】 口腔保健の最新知識を管内歯科保健関係者に講習することで、地域歯科保健の 提供レベルの向上を図る。
- 【実施方法】 県内4保健所のうち2保健所合同で2班編制とし、各班2回市町村、学校関係 者、臨時雇用歯科衛生士等歯科保健事業従事関係者を対象に、歯科保健推 進にあたり必要となる知識を付与するため、講習会を開催する。

【扣当課】 健康づくり推進課

【国庫補助金申請額】 262 千円

【実績】(第1班 郡山・葛城保健所)

第1回 平成23年10月13日(木) 於:いかるがホール 出席者数67人 「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」 関西女子短期大学保健課 教授 今西秀明氏

第2回 平成24年2月9日(木) 於:県中和労働会館(エルトピア中和) 「お口から"食べる"ことの支援を考える ~多職種連携で支援の輪 を広げよう~」

医療法人和光会理事長 歯科医師 諸井英二氏 など

(第2班 桜井・吉野保健所)

第1回 平成23年10月27日(木) 於:かしはら万葉ホール 出席者数70人 「在宅療養者の生活を守る口腔ケアと歯科医療について」 奈良県歯科医師会 副会長 正田晨夫氏

第2回 平成24年1月26日(木) 於:大淀町文化会館 出席者数65人 「生涯を通じて食を楽しむ歯をつくるために 〜食育からみた8020 達成のポイント〜」

関西女子短期大学保健課 教授 今西秀明氏

(3) 事業所等口腔保健出前説明会

【目的】 重度歯周疾患の罹患予備軍である若中年者が多く所属する事業所等で口腔健康 教育を実施することで、県民の口腔保健意識の向上を目指すことを目的とする。

【実施方法】 希望する事業所等に歯科医師、歯科衛生士が出張し、口腔保健に関する健康教育を実施する。(社)奈良県歯科医師会に委託して実施する。

【担当課】 健康づくり推進課

【国庫補助金申請額】 1,200 千円

【実績】 計画 20 施設 希望事業所受付中

(15) 太陽ニット株式会社(橿原市)

	可图 20 施权 和主事采用文门下	
1	花王カスタマーマーケティング (株) (奈良市)	平成23年9月6日(木)
2	聖心学園中等教育学校(橿原市)	平成 23 年 10 月 27 日 (木)
3	光洋サーモシステム株式会社 (天理市)	平成 23 年 11 月 10 日 (木)
4	健康づくり同好会(下市町)	平成 23 年 11 月 24 日 (木)
(5)	社会福祉法人慈光園(大和高田市)	平成 23 年 12 月 15 日 (木)
6	社会福祉法人すぎのこ会すぎのこ苑(大淀町)	平成 23 年 12 月 22 日 (木)
7	瀬南郵便局(広陵町)	平成 24 年 1 月 11 日 (水)
8	奈良県市町村職員共済組合(橿原市)	平成 24 年 1 月 19 日 (木)
9	品川工業所 (田原本町)	平成 24 年 1 月 26 日 (木)
110	(株)アイプリコム(田原本町)	平成24年2月2日(木)
(1)	日本政策金融公庫奈良支店(奈良市)	平成24年2月9日(木)
12	梅乃宿酒造(株)(葛城市)	(平成 24 年 2 月 16 日 (木))
(13)	(有) エミューコーポレーション (葛城市)	(平成 24 年 2 月 16 日 (木))
14)	三共土地建物株式会社(奈良市)	調整中

調整中

(4) 職域連携歯科保健推進事業

【目的】 県の成人歯科保健対策の充実に資するため、職域で自立的な歯科保健対策を実施するための方策を明らかにすることを目的とする。

【実施方法】 県各保健毎に1か所、計4か所モデル事業所を選定し、下記①~④の内容を 実施する。

- ① モデル事業所に対する介入の実施(検診・保健指導・その他)
- ② モデル事業所に関する情報収集、介入の評価の実施
- ③ 関係者による検討会の開催
- ④ 報告書の作成

【担当課】 健康づくり推進課

【国庫補助金申請額】 553 千円

【実績】 県各保健所で、下記モデル事業所で実施中

- ① 郡山保健所 天満紙器株式会社(大和郡山市)
- ② 桜井保健所 京栄工業所(株)(桜井市)
- ③ 葛城保健所 (株)三星製薬(御所市)
- ④ 吉野保健所 ホシエヌ製薬株式会社 (五條市)

(5) う蝕ハイリスク児歯科保健指導モデル事業

【目的】 う蝕罹患リスクの高い若年層の県民に歯ブラシ指導を実施することにより、県民の 口腔保健の向上を図ることを目的とする。

【実施方法】 県中央こども家庭相談センター(奈良市・入所定員11人)をモデル施設とし、 一時入所児童(対象年齢4~17歳)を対象に歯ブラシ指導を中心とした口腔保 健指導を実施する。対象者の口腔内状態等の基礎資料も併せて採取する。 (社)奈良県歯科衛生士会に委託して実施する。

【担当課】 こども家庭課

【国庫補助金申請額】 300 千円

【実績】 第1回 平成23年9月21日(水) 8人に指導

第2回 平成23年10月19日(水) 12人に指導

第3回 平成23年11月16日(水) 9人に指導

第4回 平成23年12月14日(水) 7人に指導

第5回 平成24年1月18日(水) 5人に指導

第6回 平成24年2月15日(水) 予定

第7回 平成24年3月21日(水) 予定

(6) 訪問歯科指導対応歯科衛生士研修事業

【目的】 訪問歯科診療、在宅口腔ケアを担当できる質の高い歯科衛生士を養成して確保 する。

【実施方法】 歯科衛生士のスキルに応じて、基礎コース(3回)と応用コース(2回)の2種類の研修を実施する。(社)奈良県歯科医師会に委託して実施する。

【担当課】 健康づくり推進課 【国庫補助金申請額】 750 千円 【実績】

① 基礎コース

第1回 平成23年9月11日(日) 受講者13人 第2回 平成23年9月29日(木) 受講者11人 第3回 平成23年10月9日(日) 受講者11人

② 応用コース

第1回 平成23年11月14日(月) 受講者10人 第2回 平成23年12月4日(日) 受講者10人

2 平成24年度の実施計画(案)

(1)フッ化物洗口推進事業 (予算要求額 950千円)

(2) 事業所等口腔保健出前説明会 (予算要求額 554千円)

(3) 訪問歯科指導対応歯科衛生士研修事業(予算要求額 700千円)

歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001号 平成 1 5年4月4日 一部改正 医政発第 0523009号 医政党第 0414005号 医政党第 0414005号 平成2 0年4月14日 医政党第 0206001号 平成2 1年2月6日号 平成2 2年2月25日 医政党 0330第8号 平成2 3年3月30日

目 次

Ì	8020運動推進特別事業・・・・・・・・		1
1	歯科衛生士養成所施設整備事業 ·····	•••••	3
Щ	歯科衛生士養成所初度設備整備事業・	•••••	3
IV	歯科医療安全管理体制推進特別事業・	•••••	4
			-
. V	在宅歯科診療設備整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••	5
VI	在宅歯科医療連携室整備事業・・・・・・・		6

I 8020運動推進特別事業

1 目 的

この事業は、国民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府 県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健 事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う(1)から(2)の事業とする。

- (1) この事業の実施にあたり、8020運動推進特別事業検討評価委員会を設置する こと。
 - ・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成(委員の例:歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、 行政、住民等)とする。
 - ・8020運動推進特別事業検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画の策定や評価を行うものとする。
- (2) 地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から1以上の歯科保健事業を計画的に 行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるも のとする。

1) 政策的事業1

ア フッ化物洗口や歯周病予防のための歯ブラシ指導等、歯科疾患予防に関する 事業

- イ 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検 診体制の整備に関する事業
- ウ 要介護者等や障がい者(児)を対象とした口腔ケアや摂食・咀嚼等の機能維 ・ 持等口腔機能の向上に関する事業
- エ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種に対する研修事業
- オ ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護施設職員等の専門職種に対する研 修事業
- カ 歯科疾患予防と生活習慣、全身疾患等との関係に係る調査研究事業、また、 要介護者や障がい者(児)と健常者の口腔状況の比較、8020 運動と医療費の 関係等に係る調査研究事業

2) 政策的事業2

キ その他地域における医療連携等喫緊の課題であり、早急に対応が必要とされる事業

(例:歯科衛生士等歯科医療従事者の確保事業(未就業者に対する就業支援研修等)

、3) その他事業 政策的事業に該当しない事業

4 補助条件

他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

(平成二十三年八月十日) (法律第九十五号)

(目的)

第一条

この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を 行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進する こと。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する資務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する貴務を有する。

(歯科医師等の實務)

第四条

歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務 (以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事 する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、 医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図り つつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の 推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条

法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条

国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわったって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条

国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条

国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受け

ること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条

国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、 定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにす るため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条

前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条

国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条

厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

- 2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって、保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- `3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
 - 4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、 遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条

都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、 当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策に つき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を 定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置)

第十四項

国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条

都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設ける ことができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附則

この法律は、交付の日から施行する。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」骨子(案)

歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)第12条第1項の規定に基づき、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的事項を次のように定める。

この基本的事項は、高齢化の進展が進む中で、乳幼児期からの歯科疾患の予防、口腔機能の獲得・保持等により、すべての国民が心身ともに健やかで心豊かな生活ができる社会を実現することを目的に、歯科口腔保健の推進に関する国及び地方公共団体の施策を総合的に推進するための基本的な事項を示すものである。

第一 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

- 1. 口腔の健康の保持、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小
 - ・口腔の健康の保持が全身の健康に影響を及ぼすことから、歯科口腔保健を通じて、国民保健の向上に寄与する。
 - ・ライフステージごとの特性等を踏まえるとともに、個人が行うセルフケアと歯 科専門職が行うプロフェッショナルケア等を組み合わせて、適切かつ効果的に 歯科口腔保健を推進することにより、口腔の健康の保持及び歯科口腔保健に関 する健康格差の縮小を実現する。

2. 歯科に関連する疾患の予防

 う蝕や歯周病等の歯科に関する疾患を予防するために、歯科疾患の成り立ちや 予防方法について普及啓発を行うとともに、生活習慣を改善して健康を増進す る一次予防に重点を置いた対策を推進する。

3. 生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、口腔機能低下の軽減

- ・食べる喜び、話す楽しみ等の QOL (生活の質) の向上を図るためには、口腔機能の獲得及び口腔機能低下の軽減が重要である。
- ・高齢期においては、摂食・嚥下等の口腔機能が低下しやすく、これを防ぐためには、特に、乳幼児期から学齢期 (高等学校を含む。)にかけて、良好な口腔・ 顎・顔面の成長発育及び適切な口腔機能を獲得し、成人期・高齢期にかけて口 腔機能の低下の軽減を図っていくことが重要である。
- ・口腔機能の獲得と口腔機能低下の軽減を図るためには、歯科保健指導による生活習慣の改善(頬づえ、口呼吸等の習癖の除去等)を促進することが重要である。

4. 定期的な歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者

・障害者、介護を必要とする高齢者その他の者で、定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対しては、その特性に応じた配慮をした上で歯科口腔保健を推進していく必要がある。

- 5. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備
 - ・歯科口腔保健に携わる人材の育成を推進していく必要がある。
 - ・ライフステージ等に応じた多様な歯科口腔保健を推進するために、国及び地 方公共団体に歯科専門職を配置することが望ましい。
 - ・医科・歯科連携等の多職種の連携を推進していくことが重要である。
 - ・歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進していくために、口腔保健支援センターを設置することが望ましい。
 - ・国民の主体的な歯科口腔保健を支援するためには、十分かつ適切な情報提供が必要である。
 - ・歯科に関する疾患の早期発見及び早期治療を行うため、定期的に歯科に係る 検診を受けることの勧奨を行う。

第二 歯科口腔保健を推進するための目標・計画に関する事項

- 1. 目標・計画設定と評価の考え方
 - ・歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に 基づいた、実態把握が可能な具体的目標を設定することを原則とする。
 - ・アウトカムとしての目標と、その目標を実現するためのプロセスとしての計画を設定する。
 - ・「歯科に関連する疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、口腔機能低下の軽減」のための目標・計画は、ライフステージごとの特性を踏まえたものとする。
 - ・対象期間を10年に設定した上で必要な目標・計画を設定する。
 - ・歯科口腔保健の推進にかかる施策の成果については、基本的事項の策定後5年を目途に中間評価を行うとともに、最終年度に再度評価を行うことにより、その後の歯科口腔保健の推進にかかる施策に反映できるようにする。
- 2. 歯科口腔保健を推進するための目標
- (1) 口腔の健康の保持、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標
 - ・口腔の健康の保持
 - 歯科口腔保健に関する健康格差の縮小
- (2) 歯科に関連する疾患の予防における目標、計画
- ① 乳幼児期

【目標】・健全な歯の成長・育成(う蝕のある者の減少)

【計画】 ・普及啓発(歯科疾患、歯科口腔の外傷等に関する知識)

- ・フッ化物の応用
- ・代用甘味料の適正使用
- 予防填塞の応用
- 間食における甘味食品摂取の制限
- ・歯科保健指導の実施

- ・その他
- ② 学齢期(高等学校を含む)

【目標】 ・歯科口腔状態の向上(う蝕のある者の減少、歯肉炎の減少、歯科口腔の外傷予防)

【計画】 ・普及啓発(歯科疾患、歯科口腔の外傷等に関する知識)

- ・フッ化物の応用
- ・代用甘味料の適正使用
- 予防填塞の応用
- ・間食における甘味食品摂取の制限
- ・歯科保健指導の実施
- ・その他
- ③ 成人期(妊産婦を含む)

【目標】 ・健全な歯科口腔状態の維持(歯周病を有する者の割合の減少、未 処置歯を有する者の割合の減少)

【計画】 ・普及啓発(歯周病と糖尿病・喫煙の関係性等に関する知識)

- 生活習慣の改善(禁煙支援)
- 歯科保健指導の実施
- ・ブラッシングの習慣化
- ・ その他
- ④ 高齢期

【目標】 ・歯の喪失防止(8020達成者の増加、未処置歯を有する者の割合の減少)

【計画】・普及啓発(根面う蝕等に関する知識)

- 歯科保健指導の実施
- ・その他
- (3) 口腔機能の獲得、口腔機能の低下の軽減における目標、計画
- ① 乳幼児期、学齢期(高等学校を含む)

【目標】・口腔機能の獲得(良好な歯列・咬合を有する者の割合の増加)

【計画】 ・普及啓発(口腔・顎・顔面の成長発育、歯並び、かみ合わせ、習 癖、呼吸、発語機能、顎関節、摂食・嚥下等に関する知識)

- ・歯科保健指導の実施
- 食育支援
- ・ その他
- ② 成人期、高齢期
 - 【目標】 ・口腔機能低下の軽減(よく噛んで食べる人の増加)

【計画】 ・普及啓発(口腔の健康と全身の健康との関係、歯並び、かみ合わせ、習癖、呼吸、顎関節、摂食・嚥下等に関する知識)

- ・歯科保健指導の実施
- ・ブラッシングの習慣化(入れ歯、舌のブラッシングを含む)

- ・口腔機能の維持・向上に関する取組の推進
- 食育支援
- その他
- (4) 定期的に歯科検診、歯科医療を受けることが困難な者における目標、計画
- ① 障害者・要介護高齢者
 - 【目標】 ・※口腔保健管理の向上【P】平成 23 年度厚生労働科学研究 (特別研究) により記載予定

【計画】 ·【P】OOに関する実態把握(上記厚労科研で対応可能か)

- ・普及啓発(歯科疾患、医療・介護サービス、摂食、嚥下機能、口腔ケア等に関する知識)
- その他
- (5) 社会環境の整備における目標、計画
 - 【目標】 ・歯科口腔保健の推進体制の整備(歯科検診の受診者の増加、う蝕の地域格差の縮小)

【計画】・歯科口腔保健に関する条例の策定

- ・歯科口腔保健法に基づく基本的事項の策定
- ・医療計画に歯科医療機関の位置付けを記載
- ・歯科専門職の配置、地域歯科口腔保健の推進のための人材の確保 及び育成
- ・口腔保健支援センターの設置
- ・社会環境整備の進捗状況のモニタリング体制の整備
- 情報提供体制の確保
- ・歯科口腔保健に関するデータベースの構築
- ・医科・歯科連携体制の確保(禁煙指導、妊産婦、糖尿病、周術期 管理、口腔・顎・顔面の発育不全等において)
- ・行政、地域の医療機関(歯科も含む)、学校、児童相談所、健康 増進事業実施者等との連携体制の確保
- ・歯科に係る検診の勧奨、実施体制の整備
- ・かかりつけ歯科医の普及
- ・ その他
- 第三 都道府県及び市町村の歯科口腔保健の推進計画の策定に関する基本的な事項
 - 1. 歯科口腔保健の健康計画の目標、計画の設定と評価
 - ・都道府県・市町村の歯科口腔保健の推進計画の策定に当たっては、第二に掲げた目標・計画を勘案してかつ、地域の状況に応じて、独自に到達すべき目標、計画等の基本的事項を設定し、定期的に評価及び改定を実施するよう努めるものとする。

2. 計画策定の留意事項

- ・地域の歯科口腔保健の状況を把握するよう努めるものとする。
- ・ライフステージ及び特別な配慮を必要とする者の区分は、国が策定する基本 的事項を参考に、地域の実情を踏まえて設定することが望ましい。
- ・地域の連携体制にのっとった歯科口腔保健の推進計画を策定するよう努める ものとする。
- ・基本的事項の策定に当たっては、大学等研究機関及び地域住民等と連携する よう努めるものとする。

第四 調査及び研究に関する基本的な事項

1. 調査の実施及び活用

- ・国は、歯科口腔保健を推進するための目標、計画を適切に評価する上で、歯 科疾患実態調査等の企画については、その時期に配慮して実施する。
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等は、歯科疾患実態調査、国民健康・栄養調査、学校保健統計調査、健康診査、保健指導、診療報酬明細書その他の各種統計等を基に、個人情報の保護に留意しつつ、現状分析を行うとともに、これらを歯科口腔保健の推進に関する施策の評価に十分活用する。
- ・地方公共団体等は、各種統計等から得られた情報を、個人の歯科口腔保健の 推進に活用できる形で地域住民に提供するよう努めるものとする。

2. 研究の推進

- ・国及び地方公共団体は、国民の歯科口腔保健の状況に応じて、歯科口腔の健康と全身の健康及び疾患との関係、歯科疾患と生活習慣との相関関係等についての研究を推進し、その研究結果を的確かつ十分に情報提供するものとする。
- ・国は、科学的根拠にもとづく歯科口腔保健を推進するために、歯科口腔保健 に関するデータベースを構築するよう努めるものとする。
- ・地方公共団体は、地域における歯科口腔保健の状況を把握するために、歯科 口腔保健に関するデータベースを構築するよう努めるものとする。

第五 その他

・平成元年(1989年)より取り組んできた8020(ハチマルニイマル)運動は、引き続き推進していくこととする。本基本的事項において基本的な方針として掲げている「歯科に関連する疾患の予防」及び「生活の質の向上に向けた口腔機能の獲得、口腔機能低下の軽減」を図ることは、80歳で自分の歯を20本持つという目標の達成に資するものである。